

2010年度 明治大学法科大学院 論文試験問題

【商 法】

問題 次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

監査役設置会社の監査役は、取締役の職務の執行を監査するために強い権限を有する。しかし、これらの権限は長い間あまり行使されなかつたといわれている。日本企業では監査役を「上がりポスト」と見る向きもあったうえ、取締役のうちの実権を握っている代表取締役などが監査役を実質的に選ぶという構造問題もあり、監査役に強力な権限行使を期待することは難しかつた。

ところが最近は監査役を取り巻く状況に若干の変化が見られる。株主代表訴訟において監査役が任務懈怠責任を問われる裁判例が出てくるようになった。また、取締役の行為が、会社の利益を犠牲にして取締役自身が筆頭株主である別の会社等の第三者の利益を図るものであるとして、常勤監査役により違法行為差止仮処分命令が申し立てられて、これが認められるケースも出てきている。この事案では、さらに、その取締役が推薦する者を取締役候補者とする取締役選任を目的とする臨時株主総会の開催を禁止する旨の仮処分命令が申し立てられ、これも認められた。このほかにも、ある銀行の経営破綻を巡る損害賠償訴訟において元監査役が同行に訴えられ、その元監査役が和解金を支払ったというケースもある。これらの影響もあるのであろう。上場企業の監査役が会社法で定められている権限を行使して、取締役を公然と批判するケースが散見されるようになっているのである。

このような変化は、社会一般において法令遵守の精神が高まってきたこと、監査役会設置会社においてはその半数以上が社外監査役でなければならぬ法定されたこと、金融商品取引法において監査法人が財務諸表の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、その旨を監査役に通知する義務が法定されたことなどとも関連があると思われる。

もっとも、上記の最近の状況は監査役による監査が本質的に変化してきたことを示すものではない可能性もある。それらは特殊な事案にとどまるものであつて、監査役の選任議案を実質的に取締役が決めている実態を変える工夫をするとか、監査役に取締役の解任権などを認めることなどをしない限り、監査役による監査に期待することは難しいという見方もある。

問1 次の(1)から(5)までの各問に対する正しい解答の番号を解答欄に記

入しなさい。

(1) 社外監査役になることができない者は誰か。

- ①親会社の取締役であった者
- ②当該会社の取引会社の取締役
- ③当該会社の使用人であった者
- ④当該会社の取締役の配偶者
- ⑤子会社の監査役であった者

(2) 監査役の全員の同意が必要なものはどれか。

- ①会社が株主代表訴訟において取締役のために補助参加するとき
- ②監査役が株主から取締役の責任追及の訴えを提起するよう請求されたときに、それを提訴しないという決定をする場合
- ③監査役が会社と取締役の間における訴訟の代表をするとき
- ④取締役が監査役の選任議案を株主総会に提出するとき
- ⑤株主代表訴訟の継続中に原告である株主と被告である取締役とが和解するときに、会社がその和解案に異議を述べる場合

(3) 委員会設置会社における監査委員会の各監査委員が行使できる権限等はどれか。

- ①監査報告書の作成
- ②株主総会に提出する会計監査人の選任議案の内容の決定
- ③執行役に対する業務財産調査権の行使
- ④執行役の違法行為の差止請求
- ⑤会社が執行役に対する訴えを提起する場合において会社を代表すること

(4) 公開会社でない会社においては監査役の監査権限を会計監査に限定する定款の定めをすることができるが、この監査役が有する権限義務はどれか。

- ①監査報告の作成
- ②取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときに、その旨の報告を受ける権限
- ③取締役が法令違反行為をする事実があると認めるときに、取締役会に対し報告する義務
- ④取締役と会社との間の訴訟における会社の代表
- ⑤株主総会の特別決議による取締役責任の一部免除の議案を、株主総会に提出するときの同意権

- (5) 監査役の解任に関する記述として誤っているものはどれか。
- ①監査役は株主総会の特別決議によって解任される。
 - ②監査役は一定の要件を備えた株主に認められている「役員の解任の訴え」によって解任されることがある。
 - ③取締役は監査役を解任する議案を株主総会に提出するときに、監査役会設置会社ではその監査役の過半数の同意を得なければならない。
 - ④監査役は株主総会において監査役の解任について意見陳述権を有する。
 - ⑤監査役が株主総会決議によって正当な事由なしに解任された場合、その監査役は会社に対し、解任によって生じた損害を賠償請求ができる。

問2 会社と取締役との間の訴訟において、会社を代表する者またはその代表者を決める機関は、株式会社の機関設計によって異なる。(1)から(5)までの空欄に入る適切な語句を下記の□から選び、解答欄に記載しなさい。

株式会社と取締役との間の訴訟において、当該取締役やその取締役以外の取締役が会社を代表するとすれば、同じ取締役同士の間での訴訟となるため馴れ合いになるおそれがある。そこで、監査役設置会社の場合には監査役、委員会設置会社のときは、監査委員が当事者でない場合には(1)が選定する者が会社を代表する。取締役会も監査役も設置していない会社の場合には、原則として会社を代表するのは(2)であるが、(3)が会社を代表する者を定めることができる。また、取締役会設置会社であって、監査役を設置していない会社の場合には、原則として会社を代表する者は(4)であるが、(5)が会社を代表する者を定めることができる。

株主総会	取締役	取締役会	代表取締役	執行役	代表執行役
会計参与	監査役	指名委員会	検査役	監査委員会	定監査委員
各監査委員	検査役	報酬委員会	会計監査人		

問3 委員会設置会社でない取締役会設置会社は、原則として監査役を設置しなければならない。これは何故か。

問4 監査役の任期は原則として定款の定めによても短縮することはできないが、非公開会社では例外的にその任期を伸張することが認められている。これは何故か。

問5 監査役設置会社では「会社に回復することができない損害」が生ずるおそれがあるとき、監査役設置会社でない会社および委員会設置会社でない会社では「会社に著しい損害」が生ずるおそれがあるとき、株主は取締役の違法行為の差止請求権を有する。このように要件に違いが定められているのは何故か。

問6 監査役の報酬はその額を定款に定めていないときは、株主総会の決議によって定めなければならない。これは何故か。

問7 ①Aは、甲株式会社(公開会社)の取締役であり、かつ、乙株式会社の代表取締役でもある。甲会社が乙会社に対し融資を行う場合、甲会社ではどのような手続を経る必要があるか。
②もし一定の手續が必要であるとすると、その手續を経ないで行った当該融資契約の効力はどのように解すべきか。